

## 小地域支えあい活動育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民主体による支えあい活動の育成を図るため、その事業に必要な経費に対し、予算の範囲内で活動費を補助することについて必要な事項を定める。

### (対象団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体は、行政区全体を活動区域とする次に掲げる者とし、1行政区において1団体とする。

- (1) 地区社会福祉協議会
- (2) 地区セーフコミュニティ推進協議会
- (3) 地区支えあい活動の協議会

### (対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、第2条の団体が主催する別表1に掲げる事業とする。

- 2 前項の事業は、当該年度（4月1日から翌年3月31日）に行われるものとする。

### (交付額、対象経費及び補助期間)

第4条 補助金の交付額は、1団体年間5万円以内とし、令和3年度までの5年間とする。

- 2 この事業の交付対象となる経費は、別表2に定めるとおりとする。ただし次に掲げるものは補助金の対象経費としない。
  - (1) 補助金の申請を希望する事業に対して他からの補助を受けているもの
  - (2) 日常的な経費（ガソリン代、電話代、飲食代等）
  - (3) 団体の会員に対する人件費及び謝礼

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、小地域支えあい活動育成事業補助金交付申請書（様式第1号）を別に指定する期間内に箕輪町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）へ提出しなければならない。

### (小地域支えあい活動育成事業審査委員会)

第6条 補助対象事業の審査等を行なうため、小地域支えあい活動育成事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前条に規定する申請書の事業及び交付額の審査を行なう。
- 3 会長は、委員会の結果を尊重し、補助対象とする事業及び補助金の交付額を決定する。

### (委員会の構成)

第7条 委員会の委員は、事務局長、事務局次長、総務グループリーダー、地域ふれあいグループリーダーとする。

2 委員会委員長は、事務局長とする。

(審査結果通知)

第8条 会長は審査結果を小地域支えあい活動育成事業補助金交付申請審査結果通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付額の決定後、補助金の支払いを受けようとする申請者は、小地域支えあい活動育成事業補助金請求書(様式第3号)を会長へ提出するものとする。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業終了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに事業結果について小地域支えあい活動育成事業実績報告書(様式第4号)により報告しなければならない。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更が生じるときは、速やかに小地域支えあい活動育成事業変更申請書(様式第5号)により会長に報告してその承認を受けなければならない。会長は審査結果を小地域支えあい活動育成事業変更審査結果通知書(様式第6号)により速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 実績報告書に基づき、次に該当するものは、交付した額の全額または一部返還するものとする。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 実績額が補助金交付済額に満たないとき

(補償)

第13条 補助事業の活動を開始する際は、対象団体にて活動保険へ加入し、不測の事故についてはその範囲内で補償すること。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年9月1日より施行する。

別表1 (第3条1関係)

事業名	事業の内容
(1) 見守り・声かけ活動	定期的な訪問活動で安否確認など
(2) 生活支援活動	ゴミだし、雪かき、灯油入れ、電球の交換など
(3) 住民のニーズ調査	福祉に対するニーズを把握するための各種調査
(4) 福祉懇談会 福祉学習会 福祉講座	福祉や支えあいに関する住民の関心を高めることや、住民の意見を集約するなどを目的として開催する懇談会および担い手の育成を目的とする学習会や講座
(5) 定期的な検討会	地域ケア会議等、事例検討や支えあいの仕組みを構築するために必要な会議など
(6) 特認事業	上記以外の支えあい活動で、会長が適当と認めた事業

別表2 (第4条2関係)

支出科目	支出内容例
謝 金	講師や指導者への謝礼 (ただし、団体の会員に対する人件費及び謝礼は除く)
印刷製本	ちらし・ポスター・パンフレットの作製や講座等の資料印刷 その他のコピー・印刷代
消耗品費 (備品購入)	事業に直接必要な紙代、材料費、事務用品、備品等の購入費 (ただし、この事業以外でのガソリン代、飲食代など日常的な経費や会員の個人所有となる物品等の購入・維持費は除く。)
通信運搬費	郵送料、宅配便代 (ただし、この事業以外での電話代、切手代など日常的な経費は除く。)
使用料及び賃借料	活動に必要な会場や機器類の使用料・賃借料
保 険 料	補助事業に加入する保険料 (保険料に対する町社協の補助金は無い。)
そ の 他	事業実施に必要で、上記の経費内容に含めることが出来ない諸経費

社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会  
会 長 平 井 克 則 様

申請者 団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

担当者 ※担当者と会長が異なる場合のみご記入下さい。

(氏 名) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

(住 所) \_\_\_\_\_

令和2年度 小地域支えあい活動育成事業補助金交付申請書

令和2年度において、小地域支えあい活動育成事業を実施したいので、補助金を交付されるよう申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 申請補助事業名

3 補助対象事業（該当するものへを入れる。） \*複数事業の実施も可能

<input type="checkbox"/>	(1) 見守り・声かけ活動
<input type="checkbox"/>	(2) 生活支援活動
<input type="checkbox"/>	(3) 住民のニーズ調査
<input type="checkbox"/>	(4) 福祉懇談会、福祉学習会、福祉講座
<input type="checkbox"/>	(5) 定期的な検討会
<input type="checkbox"/>	(6) 特認事業

4 事業目的、期待される効果

5 事業計画（実施時期・場所・対象者等、具体的な事業内容）

6 補助対象事業の実施に要する経費（補助金の具体的な使途）

（1）収入の部

科 目	金 額（円）	説 明
補助金申請額		
合 計		

（2）支出の部

科 目	金 額（円）	説 明
謝金		
印刷製本		
消耗品費		
通信運搬費		
使用料及び賃借料		
保険料		
合 計		

様

社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会  
会 長 平 井 克 則

令和2年度 小地域支えあい活動育成事業補助金交付申請審査結果通知書

令和2年 月 日付で申請頂いた補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 審査結果 可 補助金額 円  
否 理由（ ）

2 交付条件 次の条件を守ってください。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用しないでください。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更が生じるときは、速やかに小地域支えあい活動育成事業変更申請書（様式第5号）により会長に報告してその承認を受けてください。
- (3) 補助対象事業終了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに事業結果について小地域支えあい活動育成事業実績報告書（様式第4号）を会長へ報告してください。
- (4) 交付要綱第12条に該当するものは、交付した額の全額または一部返還をしていただきます。

3 請求書の提出

同封の（様式第3号）小地域支えあい活動育成事業補助金請求書に必要事項をご記入のうえ、 月 日（ ）までに下記へご提出ください。

なお、補助金は交付団体の指定口座へお振込みいたします。

提出先：399-4603 箕輪町大字三日町 1372 - 1

箕輪町社会福祉協議会 地域ふれあいグループ 担当：

令和 年 月 日

社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会  
会長 平井 克則 様

令和2年度 小地域支えあい活動育成事業補助金請求書

申請書 団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

振り込み先	下記のとおり請求します。	
	請求額 _____ 円	
	金融機関（支店名）	銀行・金庫 支店
	口座番号	当座 ・ 普通 NO
	ふりがな	
口座名義		

令和 年 月 日

社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会  
会長 平井 克則 様

申請者 団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

令和2年度 小地域支えあい活動育成事業実績報告書

令和 年 月 日付で交付決定を受けた小地域支えあい活動育成事業が完了したので報告します。なお、この事業において他の補助金を受けていないことを確認し実績報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 申請補助事業名

3 事業報告（実施時期・場所・対象者等、具体的な事業内容）



4 事業効果

5 補助対象事業の実施に要した経費（補助金の具体的な使途）

（1）収入の部

科 目	金 額（円）	説 明
補助金申請額		
合 計		

（2）支出の部

科 目	金 額（円）	説 明
謝金		
印刷製本		
消耗品費		
通信運搬費		
使用料及び賃借料		
保険料		
合 計		

6 添付書類

①チラシ等の事業に関する書類

②活動写真を添付

③支出経費の内容を示す領収書（写しで可）

④購入した備品の写真

-----  
上記の報告事項について審査しました。

令和 年 月 日

審査担当者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

審査結果の意見

令和 年 月 日

社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会  
会 長 平 井 克 則 様

申請者 団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年度 小地域支えあい活動育成事業変更申請書

令和 年 月 日付で交付決定を受けた、小地域支えあい活動育成事業を下記の理由により変更したいので、添付書類を付して申請します。

記

1 申請補助事業名 \_\_\_\_\_

2 補助金変更申請額 金 円

3 変更理由

4 変更計画（変更する実施時期・場所・対象者等、具体的な事業）

5 変更に伴う補助対象事業の実施に要する経費（補助金の具体的な用途）

（1）収入の部

科 目	当初金額（円）	変更金額（円）	変更説明
補助金申請額			
合 計			

（2）支出の部

科 目	申請金額（円）	変更金額（円）	説 明
謝金			
印刷製本			
消耗品費			
通信運搬費			
使用料及び賃借料			
保険料			
合 計			

令和 年 月 日

様

社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会  
会 長 平 井 克 則

令和 年度 小地域支えあい活動育成事業変更審査結果通知書

令和 年 月 日付で変更申請のあった 事業について、審査の

結果適正と認めます。